

令和元年 11 月 5 日

金融庁あて多重債務問題改善プログラムに基づく任意整理統一基準の遵守について指導監督を求めることについて（要望）

日本司法書士会連合会

第1 要望の趣旨

任意整理事件において、債務者の生活再建に資する「司法書士による任意整理の統一基準」に定める和解に応じるよう、貸金業者への指導監督を求める。

第2 要望の理由

1 司法書士の取組み

平成 19 年 4 月 20 日、多重債務者対策本部により決定された、多重債務問題改善プログラムにおいて、多重債務状態に陥っている者に対し、債務整理や生活再建のための取組みを、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が、一体となって実行していくこととされている。

同プログラムに基づき毎年実施されている多重債務者相談強化キャンペーンは自死問題や昨年施行されたギャンブル等依存症対策基本法の基本理念に基づく対策にも繋がるものといえ、当連合会も多重債務問題の解決と債務者の生活再建のために積極的に取り組んでいるところである。

また、司法書士会会員は、平成 16 年 6 月 25 日の第 65 回日本司法書士会連合会定時総会で決議された「司法書士による任意整理の統一基準」（以下「統一基準」という。）に基づき、債務者の生活再建に資する返済計画を立案し、債権者である貸金業者に対して和解案を提示しているところである。

しかし、近年、一部の貸金業者が統一基準による和解に応じない案件が増加している。具体的には、①和解に至るまでの遅延損害金付加の強要、②一括返済又は短期間（1 年）での完済の強要、③司法書士からの受託通知発送後短期間（到着後数日から 3 ヶ月）での訴訟提起、④債務者に経済的生活再建に資するとしてなされた特定調停法 17 条決定に対する異議申立等があげられる。

とりわけ完済に至るまでの将来利息の付加を要求する業者が多く見受けられ、これらの要求は債務者の生活再建を阻害しており、多重債務問題改善プログラムの趣旨に反し、国、自治体及び関係団体が一体となって進めている多重債務者の経済的生活再建に重大な支障を生じさせている。

2 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向（令和元年 6 月 17 日）からみる問題点

第13回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」において、金融庁、消費者庁、厚生労働省（自殺対策推進室）、法務省により提出された標記資料によれば、自然人の破産申立件数は、平成27年まで減少していたものの、平成28年以降増加傾向となり、また、多重債務を原因とする自殺者数は、平成28年まで減少していたところ、平成29年以降増加傾向となっている。

統一基準では、和解案の提示にあたって、それまでの遅延損害金、並びに将来利息を付さないこととしており、これらは、東京三弁護士会統一基準とも一致した見解である。

司法書士が行う債務整理は、債務者の生活状況を把握し、無駄な支出を切り詰め、支払い原資を確保し、和解案を提示しているもので、一部の貸金業者による将来利息附加の強要や、特定調停に基づく決定に対する異議を申立てなど、任意整理を阻害することが繰り返され、多重債務者の経済的生活再建に重大な支障をきたすこととなり、任意整理による生活再建ができず、破産申立件数の増加等に拍車をかける事態となりかねない。

3 結論

多重債務問題改善プログラムに基づく各関係団体の協力により、多重債務者数の減少に一定程度繋がったが、一部の貸金業者による同プログラムの趣旨に反した対応を許せば、債務者の生活再建に資する債務整理自体に支障をきたし、自然人の破産申立件数や、多重債務を原因とする自殺者数の増加に拍車をかけることとなり、同プログラムに逆行しているとしかいいようがない。

多重債務問題改善プログラムでは、金融庁の責務として、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を発見した場合、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導に努めるよう指導監督すると明記されており、カウンセリング主体において、事実関係の整理等を行った後、司法書士等に紹介、誘導することとされている。

その趣旨は、司法書士等による債務整理により、多重債務者の生活再建を行うことが目的であり、一部の貸金業者による将来利息の付加を強要するなどの対応は、同プログラムの趣旨に反し、多重債務者の生活再建を著しく阻害する行為である。

そのため、金融庁及び国は、多重債務問題改善プログラムに基づく、国、自治体及び関係団体が一体となって多重債務者の生活再建に取り組めるよう、「司法書士による任意整理の統一基準」に基づいた和解の提案の遵守を強く貸金業者に働きかけ、指導監督を強化すべきである。

よって、要望の趣旨記載のとおりの対応を求める。

令和元年 11 月 5 日

日本貸金業協会あて多重債務問題改善プログラムに基づく任意整理統一基準の遵守について指導を求めることについて（要望）

日本司法書士会連合会

第1 要望の趣旨

任意整理事件において、「司法書士による任意整理の統一基準」に定める和解に応じるよう、貴協会会員に指導を求める。

第2 要望の理由

平成24年、貴協会に、任意整理統一基準に基づく和解に応じることを要望してから現在に至るが、未だ一部の貴協会会員は統一基準による和解提案に応じない姿勢を取っており、生活困窮者の債務整理による経済的生活再建に支障をきたしている。

具体的には、①和解に至るまでの遅延損害金の付加、②一括返済又は短期間（1年）での完済の強要、③司法書士からの受託通知発送後短期間（到着後数日から3ヶ月）での訴訟提起、④債務者に経済的生活再建に資するとしてなされた特定調停法第17条決定に対する異議申立等があげられるが、とりわけ完済に至るまでの将来利息の付加を要求する業者が多く見受けられる。

統一基準では、和解案の提示にあたって、それまでの遅延損害金、並びに将来利息を付加しないこととしており、これらは、東京三弁護士会統一基準とも一致した見解である。

債務者は、既に多重債務で支払困難、生活困窮状態に陥っており、生活再建のために司法書士に債務整理の依頼をするのである。司法書士が行う債務整理は、債務者の生活状況を把握し、無駄な支出を切り詰め、支払い原資を確保し、和解案を提示しているもので、少なくとも、将来利息の付加を要求することは、債務者の経済的生活再建を著しく阻害する対応である。

また、そもそも債務者が支払い困難となるのは、貸金業者の与信審査の判断の誤りが、一因であることから、将来利息付加を強要するべきではない。

貸金業法によると、貴協会の目的は、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適正な運営に資することとされており、資金需要者等の利益は、借入の場面だけではなく、返済の場面においても保護されるべきもので、一部の貴協会会員による将来利息付加を強要や特定調停に基づく決定に対する異議を申立ては、貴協会規則に反し、国民の平穏な社会生活を破綻させ、自己破産申立件数の増加や多重債務を原因とする自殺者数の増加にも繋がることは容易に想像がつく。

貴協会が指針とするべき、多重債務問題改善プログラムにおいては、多重債務状態に陥つ

ている者に対し、債務整理や生活再建のための取り組みを関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくこととされており、司法書士による債務整理に協力することは同プログラムの趣旨にも合致し、貴協会の目的にも合致するものである。

よって、深刻な社会問題となった多重債務問題が再発しないよう、債務者の経済的再建に資する「司法書士による任意整理の統一基準」による和解に応じるよう、貴協会会員に指導を徹底していただくよう強く要望する。